非公開会社における議決権行使の代理人資格の制限と弁護士

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 11 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 21121 号
【事　件　名】 株主総会決議取消請求事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 会社法 831 条 1 項 1 号
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25601486

跡見学園女子大学准教授 **高橋聖子**

事実の概要

Ｙ株式会社（取締役会設置会社、監査役設置会社）は、会社法 2 条 5 号所定の公開会社でない株式会社(以下「非公開会社」)である。Ｙ社定款には、「株主は代理人により議決権を行使することができる。但し代理人は当会社株主 1 名に限る」という内容の規定（以下「本件規定」）が存在する。Ｙ社の設立者の二男であるＸ(持株数 25 万 2000 株)は、平成 17 年にＹ社代表取締役に就任したが、平成 30 年 9 月にＹ社代表取締役を辞任し、同年 12 月にはＹ社取締役を辞任した。翌 31 年 3 月の株主総会（以下「31 年総会」）には非株主である弁護士ＡがＸの代理人として参加する旨を総会数日前にＹ社に対し通知したうえで、当日Ｘの委任状を持参して代理出席し、総会にて議案に質問のうえ反対した。令和元年 6 月の株主総会においては、Ａが代理出席の予定であり議案には賛成の意向ではあるが質問をする予定の旨をＹ社に伝えたところ、Ｙ社からＡの代理出席を拒否された。

令和 2 年 6 月 11 日、Ｙ社は定時株主総会（以下「本件総会」）を同月 25 日に開催する旨の招集通知を発した。ＡはＸの代理人として同月 17 日付書面において、Ｙ社に対し①Ｘの持病等（うつ病と過活動膀胱の診断書を提出）が原因でＸが出席できないこと、②ＸがＸ以外の株主と意見を異にしていること、③Ａが代理出席した 31 年総会において議事が滞りなく終了したことなどを理由に、ＡがＸの代理人として本件総会に出席することを認めるように要請した。これに対しＹ社は書面にて、本件規定を理由にＡの代理出席を認めない旨の回答をした。本件総会（当時、議決権を有する株主 7 名、議決権数 379 万 7000 個）において、Ｘは欠席とされ、株主 5 名(議決権数 353 万 5000 株)が出席し、すべての議案が満場一致で可決された。これに対しＸは、Ａの代理出席を認めないことは本件規定の解釈を誤ったものであるから、決議方法に定款違反があり、また、Ｘの議決権行使を妨害したものであるから決議方法に法令違反があるとして、本件各決議の取消しを求め、訴えを提起した。

判決の要旨

「会社法 310 条 1 項は、株主は、代理人によってその議決権を行使することができると規定しているが、議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の定めにより、相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものとは解されない（最高裁昭和…43 年 11 月 1 日第二小法廷判決・民集 22 巻 12 号 2402 頁参照)。そこで、株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該株式会社の株主に限る旨を定めた場合、その定款の定めは、株式会社の利益ひいては株主の共同の利益を保護する趣旨から、株主総会が株主以外の第三者により攪乱され株式会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されるおそれがあるようなときに、その定款の定めを理由に株主が当該第三者に議決権の代理行使をさせることを拒否することができることとする趣旨のものと解すべきである。そして、弁護士は、当事者その他関係人の依頼等により、一般の法律事務を行うことを職務とするところ（弁護士法 3 条 1 項)、相当高度の

法律的素養を有するものであり（弁護士法 2 条、4 条、5 条参照）、その職務を執行するに当たり、委任契約から生ずる善管注意義務（民法 644 条）等を負うだけでなく、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するとの使命に基づき（弁護士法 1 条 1 項）、当事者の利益を保護し、弁護士の信用、品位等を保持すること等が求められるものである（同法 2 条、3 条、25 条等参照）。このことに照らすと、株主が弁護士に議決権を代理行使させた場合、当該弁護士が当該株主の意図に反する行動をすることは、通常想定されないものというべきである。また、非公開会社においては、会社にとって好ましいと判断される株主によって構成されることが予定され、会社と対立する株主と他の株主との間で、株主総会の議案につき見解の対立を生じるなどしたときは、議決権の行使を委任するに足りる信頼関係が損なわれることも想定されるのであり、このことは当該非公開会社の株主が少なければ少ないほど妥当するというべきである。これらのことに照らすと、非公開会社が、あらかじめ株主の申出によりこのような弁護士による議決権の代理行使を認めるべきか否かを検討する機会を与えられ、前記のようなときに当たるとすべき事情が見当たらないにもかかわらず、上記定款の定めのみを理由にこれを拒否することができるとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすといわざるを得ない。

そうすると、非公開会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該非公開会社の株主に限る旨を定めた場合においても、株主が、当該非公開会社に対し、その代理人として弁護士を出席させ、当該弁護士に議決権を代理行使させる旨をあらかじめ申し出たときは、当該非公開会社が、その定款の定めを理由に、当該株主がその代理人として弁護士を出席させ、当該弁護士に議決権を代理行使させることを拒否することは、株主総会が当該弁護士により攪乱され当該非公開会社の株主の共同の利益が害されるおそれがあるなどの特段の事情のない限り、会社法 310 条 1 項に違反するというべきである。」

判例の解説

一　本判決の意義

株主の議決権の代理行使は、会社法 310 条 1 項で認められているが、代理人資格を株主に限定する定款規定（以下「株主限定規定」）の有効性については明文上の規定が存在しないため、争いがある。株主限定規定は、長年の実務上、多くの会社が定款に設けてきた[1]。これを有効とする学説・判例は、総会屋対策の側面から（A）「株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防ぐ」「受付事務の混乱防止」などの「会社利益の保護」という「合理的な理由」により、（B）「議決権行使の可能性を事実上奪うことのない相当程度の制限」である場合には認められるとしている。そして、たとえ代理人が弁護士であっても代理人資格は認められないとするのが、判例の多数であった。しかし、本判決は株主限定規定については従来の判例を踏襲し有効としたうえで、非公開会社においてあらかじめ株主がその議決権行使を弁護士に代理行使させる旨の申し出があった場合には、株主総会が攪乱され株式会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されるおそれがあるなどの特段の事情の無い限り、拒否できないとし、その立証責任を会社に負わせることを明示した点に特徴がある（弥永真生「本件判批」ジュリ 1572 号（2022 年）3 頁）。

二　判例および学説

1　株主限定規定の有効性

株主限定規定の有効性についての学説は、当初は、無効説が有力であった。他方で判例は、①最判昭 43・11・1（民集 22 巻 12 号 2402 頁、判時 542 号 76 頁）において、「…株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限ということができる」（（A）（B））として、有効であるとした[2]。その後、②最判昭 51・12・24（民集 30 巻 11 号 1076 頁、判時 841 号 96 頁）では、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させ、議決権を行使させることにつき「特段の事情がない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえって、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上

議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらす」と（B）を満たさない場合は例外として代理出席を認めるとした。①②により、株主制限規定を有効と解したうえで、個別具体的に非株主であっても例外として代理人として認める制限的有効説が判例となり、学説上も多数説となった。

学説は制限有効説以外に、画一的有効説、無効説、譲渡制限会社においてのみ有効とする修正無効説（制限的無効説）など[3]がある。無効説も有力に主張されており、その根拠は、(a) 会社法310条1項を強行規定ととらえ、これに制限を加えるには明文の規定がある場合に限られる、(b) 株式の原則自由譲渡性から、公開会社においては誰もが株主になることが可能であるため攪乱防止の意味は低い、(c) 有効とすると多数の株主が広範囲に分散する株式会社においては信頼に値する代理人を見出すことは容易でない、(d) 閉鎖会社においては株主間に対立が生じ、孤立した株主は事実上議決権行使の機会を奪われることになる、などである[4]。修正無効説は (b)(c) を理由に公開会社においては無効とし、他方で非公開会社においては譲渡制限株式の制度趣旨に反するため有効と解する[5]。

2　非株主の弁護士による議決権代理行使

非株主の弁護士による議決権代理行使については、下級審の多くは制限的有効説をとったうえで、弁護士は社会的信用性があり攪乱のおそれは低いと評価しつつ、結論としては否定している。その大半は（A）や（B）を根拠としている[6]が、それに加え別の理由をあげて否定するものもある。東京地判昭57・1・26（判時1052号123頁）は株主たる主婦が専門的知識に欠けるとして弁護士の代理行使を求めた事例であるが、株主限定規定には「会議体の運営はその構成員のみによって行うとする会議体の本則」に則ったものという側面もあるとの理由もあげている。また、宮崎地判平14・4・25（金判1159号43頁）では「株式譲渡制限会社においては」株主限定規定は有効であると解したうえで、弁護士は社会的信用等から攪乱のおそれが非常に小さいが、そのような判断を行うと「受付事務を混乱させ」ることになり、また（C）「恣意的差別的判断を行い株主の権利が害されるおそれもある」ため実質基準の採用は弊害が多いとした。

他方で、非株主弁護士の議決権代理行使を認めた事例は、公刊物掲載裁判例としては、神戸地尼崎支判平12・3・28（判タ1028号288頁。上場証券会社における株主限定規定を有効としたうえで、「攪乱されるおそれがあるなどの特段の事由のない限り、合理的な理由による相当程度の制限ということはできず」、弁護士による議決権代理行使を認めるとした。ただし傍論判断であり、先例的意義は乏しいとされる）を除いて長らく認められることがなかったが、札幌地判平31・1・31（金判1598号36頁）およびその控訴審判決である③札幌高判令元・7・12（金判1598号30頁。株主は従業員持株会の他7名の非上場会社）において初めて高裁レベルで認められた。③では①を引用したうえで、「議決権行使の重要性に鑑みると、本件のように代理人が弁護士である等株主以外の第三者により攪乱されるおそれが全くないような場合であって、株主総会入場の際にそれが容易に判断できるときであれば、株式会社の負担も大きくなく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない」とした。主として（A）の検討がされたが、弁護士の信頼性という点よりも、会社と当該弁護士との面識があることから攪乱のおそれがなく入場の際の本人確認等についても会社側に負担が大きくなかったことが重要視されたようである。

非株主弁護士の代理行使を認める学説には、より積極的に、株主総会における株主の権利として議決権行使だけでなく質問権等も重要視し、「株主の権利を効果的に行使することにより経営者の責任を明らかにするためには、経営・法律知識の豊かな者を代理人として総会に派遣することの意義は大きく、場合によっては必要」であり、特殊な事情が存する場合には「弁護士または公認会計士等の専門知識を有し、しかも株主が信頼できる者を代理人として出席させ」ることを認めるべきであるとするものもある[7]。

三　本判決の射程

本判決は、株主限定規定の例外が認められるべき理由として、非公開会社であることが繰り返し言及されている[8]ことに特徴がある。まず一般論として、非公開会社の性質と弁護士資格について検討したうえで、非公開会社においては事前に申し出ていれば弁護士による代理行使は原則として認めるべきであり、ただし株主総会が攪乱されるおそれがある場合などの「特段の事情」がある

場合は除かれるとした（③とは原則と例外が逆転しているとされる（弥永・前掲３頁））。その根拠としては、非公開会社においては事前の申し出により「特段の事情」の有無の審査が可能であり、かつ弁護士であることも併せ考慮することにより、会社の実務上の負担はそれほどなく実施できるからであり、このことは「当該非公開会社の株主が少なければ少ないほど妥当するというべき」とした。そして、Ａが 31 年総会に出席した事実、Ｘが出席できない理由、非公開会社においてＸが他の株主と対立していることなどの諸事情を総合的に勘案し、Ａの代理行使により本件総会が攪乱されるなどの特段の事情はなく、またＸの出席は可能ではないとして、結論を導き出した。本判決は事例判決であり、その射程はあくまで株主数の少ない「非公開会社」に限られよう。

四　残された課題

1981 年商法改正以後、様々な総会屋対策（会社 120 条、970 条）が進んだ。仮に攪乱が起きた場合には、議長権限で退場を命じることもできるが、2022 年『株主総会白書』（商事 2312 号（2022 年）122 頁）によると、「秩序を乱すような事態は生じなかった」との回答が 96.6％であり、攪乱防止という側面からの（Ａ）の意義は薄れてきている。しかし、受付業務の負担軽減などの側面からの会社利益は残っている。この点、同白書によると、非株主代理人の入場承認については、資本規模の小さい会社では同居の親族や弁護士を認める率が高く、資本規模の大きい会社（実質株主を認める率は高い）と比較して有意な差がある（詳細は商事 2312 号 113 頁図表 88 参照）ことから、近年は会社の事務的負担が重くなければ非株主の出席を認める傾向がみてとれる。また、2015 年に適用開始されたコーポレート・ガバナンスコードにおいては、上場会社が対象ではあるが、株主の権利行使の実質的確保が求められ、株主との対話も重視されている。株主の権利は（Ｂ）が重視しているような議決権行使に限られず質問権等も含まれるため、株主総会への出席が今後益々重要となってくるであろう。（Ｃ）は、本判決のように立証責任を会社に負わせるとすると、会社側の恣意的運用のリスクは低減する。本判決は、非公開会社を射程とするものだが、本判決を受けて、たとえば小規模な非上場会社等に対し、今後裁判所がどのような判断をするかも注視すべきであろう。

なお、本判決では弁護士の信頼性も根拠の一つとなっていたが、それ以外の資格については、「…弁護士以外の非株主代理人の議決権の行使を認めざるを得なくなるとはいえない。」としか触れられておらず、専門家の範囲についての問題は、依然として残っている。

●――注

1）近年の上場会社調査においても回答会社 1906 社のうち 92.6％が規定している（商事 2312 号（2022 年）113 頁以下）。

2）同最判以前に、同様の理論構成を採用していたものとして、大阪高判昭 40･6･29 判時 435 号 55 頁など。また、①を受けて、昭和 44 年３月６日付民事局長通達において、従来無効と解していた株主制限規定を有効と解することに変更した。

3）学説の詳細については岩原紳作編『会社法コンメンタール第７巻』（商事法務、2013 年）172 頁以下［山田泰弘］、高田晴仁「議決権行使の代理人資格の制限」百選〔第４版〕（2021 年）62 頁参照。

4）白石裕子「判批」早法 60 巻２号（1984 年）116 頁、田中誠二「議決代理人を株主に限る定款の効力」商事 614 号（1972 年）11 頁以下。

5）上村達男「議決権行使の代理人を株主に限る定款規定の意義」北九州大学法政論集８巻３＝４号（1981 年）454 頁、黒沼悦郎『会社法〔第２版〕』（商事法務、2020 年）78 頁。

6）東京高判平 22・11・24 資料版商事 322 号 180 頁、名古屋地判平 28・9・30 判時 2329 号 77 頁など。

7）白石・前掲注４）120 頁、遠藤元一「判批」慶應大学法学研究 94 巻９号（2021 年）129 頁。

8）同様に、神戸地尼崎支決昭 59・6・28 資料版商事４号（昭和 59 年７月号）575 頁は、株主が病気のため株主総会で「適格な質疑応答がなしえないうえ、小規模な会社で委任しうる他の株主を選任することが困難であるような特段の事情がある場合には」株主以外の第三者に議決権行使を委任する余地があるとしている。

●――参考文献

加藤修『議決権代理行使の研究』（慶應義塾大学法学研究会、1982 年）、河本一郎「判批」商事 1559 号（2000 年）34 頁、来住野究「議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の定款規定の効力と株主でない弁護士による議決権代理行使の可否」朝日 31 号（2004 年）175 頁、倉沢康一郎『会社判例の基礎』（日本評論社、1988 年）83 頁、新山雄三『株式会社の立法と解釈』（日本評論社、1993 年）201 頁、黒沼悦郎「判批」ジュリ 1278 号（2004 年）140 頁、林孝宗「判批」金判 1623 号（2021 年）２頁